原価管理「「一」

消費税改正対応マニュアル

レッツ原価管理Go!カスタマイズ版の運用方法

レッツ原価管理Go!は消費税改正に あらかじめ対応できる仕様となっています



消費税率が変更になったときに必要な作業は?

環境設定

消費税率を変更

[台帳] > [環境設定] > [伝票初期値] タブの「消費税率」を 10%に変更します。



*この税率は以下の箇所で使用されます。

消費税率に自動セット

- 発注書・仕入伝票・支払伝票
- 売上伝票・前受金請求書・入金伝票
- 入金伝票振替形式

金額入力時の自動計算に使用

- 工事登録 請負金額
- 請求明細書 今回御買上額(手入力した場合)

2 見積基本設定

消費税率を変更

[台帳] > [見積基本設定] > [基本設定] タブの「消費税率」を 10%に変更します。

※この税率は、新しく見積書を作成するときの見積書の消費税率欄に自動セットされます。



3科目

軽減税率用の科目を作成

[台帳] > [科目] に軽減税率用の科目を作成します。

※軽減税率は飲食料品(外食・ケータリング等を含まない)や、 新聞(週2回以上発行されるものを定期購読契約の場合のみ) の取引に適用されます。

科目		
コード	名称	非表示
650	消耗品費	
652	修繕費	
653	水道光熱費	
663	租税公課	
664	支払手数料(原)	
665	諸会費	
670	保険料	
674	雑費	
675	雑費(軽減)	

4 会社銀行

振込手数料を変更

支払査定をお使いの場合は、[台帳] 会社銀行振込手数料設定 > [会社銀行] から **[F4 手数料]** を 選び、登録されている振込手数料の 金額を変更します。



5 仕訳伝票転記

転記設定を変更

仕訳伝票転記 (会計ソフト連動)をお使いの場合は、[補助] > [仕訳伝票転記] > [財務会計へ転記] の「**転記設定**」を開き、「税区分」タブの転記コードを設定してください。

※連動する会計ソフトによって設定方法が異なります。

経過措置で旧税率(8%)の消費税を入力するときは?

見積書

見積書ごとに税率の変更が可能です。 「設定」タブ 「消費税率」を変更してください。



工事登録

「工事登録〕の請負金額「**消費税**」 の金額を変更してください。



各種伝票

各種伝票(発注書・仕入伝票・支払伝票・売上伝票・入金伝票・入金伝票振替形式)は、伝票ヘッダ部の 「消費税率」を変更してください。



支払査定表

ご注意 今回査定額 税抜額を修正(手入力)した場合、消費税が再計算されます。

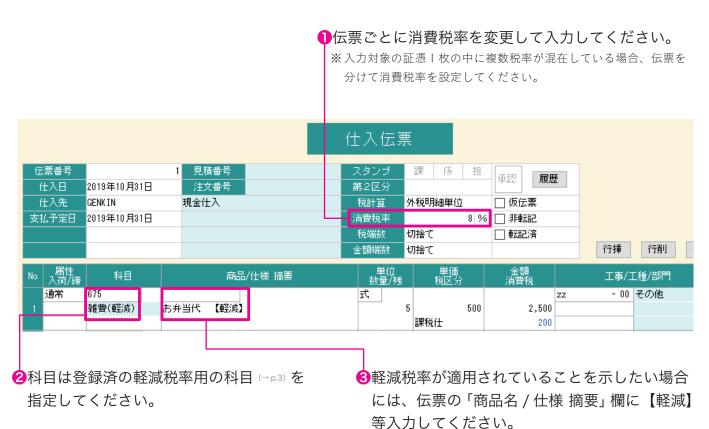
消費税額(率)の不一致が生じる場合がありますので、消費税額を改めてご確認いただき、 必要に応じて修正してください。

※消費税率は[全項目入力可]ボタンで変更可能です。

軽減税率(8%)の取引を入力するときは?

軽減税率の取引入力方法

飲食料品、定期購読の新聞など、軽減税率が適用された取引は、通常取引と分けて入力してください。



会計ソフトと連動している場合

仕訳連動後、会計ソフト側で仕訳の税区分を変更してください。

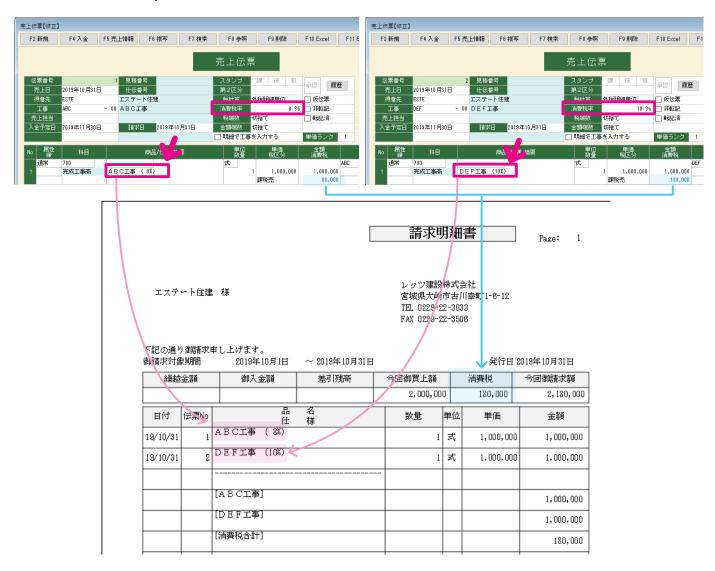
新旧税率が混在しても、資料や帳票は正しく集計される?

各種集計資料・対外帳票における消費税額は、 伝票に入力されている消費税額を集計して表示します。

税率が混在していても消費税額は正しく計算されます。

複数税率が混在する請求書の発行

● 新旧税率および、軽減税率が混在している請求書を発行するときに、明細に税率を表示したい場合は、 売上伝票の「**商品 / 仕様 摘要**」に「8%」「8% (軽減)」などと入力します。



※請求明細書のヘッダ部 _ 今回御買上額を手入力した場合、消費税は集計時に登録されている環境設定 _ 消費税率に基づき再計算 されます。

※区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式(インボイス)には対応しておりません。